

平成30年 第6回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成30年3月22日(木)
開会 午後1時00分 閉会 午後2時15分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 松本明彦
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治
子ども未来課長 吉岡正俊 社会教育課長 吉田茂夫
文化財保護課長 吉田 誠
- 5 書 記 教育総務課長補佐 田村真知子
- 6 議 事
- (1) 議案第33号 平成30年度京丹後市教育委員会事務局職員の人事異動について
(2) 議案第34号 京丹後市社会教育委員の委嘱について
(3) 議案第35号 京丹後市スポーツ推進委員の委嘱について
(4) 議案第36号 第2次京丹後市スポーツ推進計画について
(5) 議案第37号 京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について
(6) 議案第38号 京丹後市私立保育所通所バス運行補助金交付要綱の制定について
(7) 議案第39号 京丹後市保育所保育事業補助金交付要綱の一部改正について

7 会 議 録 別添のとおり(全17頁)

8 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成30年4月18日

教 育 長 吉 岡 喜 代 和

署 名 委 員 安 達 京 子

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和
- 〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 松本明彦
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治
子ども未来課長 吉岡正俊 社会教育課長 吉田茂夫
文化財保護課長 吉田 誠
- 〔書 記〕 教育総務課課長補佐 田村真知子

<吉岡教育長>

こんにちは。ただいまから「平成30年第6回京丹後市教育委員会臨時会」を開会致します。

本日は、午前中、小学校の卒業式がありました。子どもたちが夢に向かって一歩ずつ歩いていってくれることと思っています。また、明日、明後日と、新山小学校、丹波小学校の閉校式があります。こちらの方もどうぞよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

本日の会議録署名委員の指名を致します。
安達委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

<吉岡教育長>

初めに、会議の非公開についてお諮りを致します。

議案第33号から議案第35号の3議案は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第33号から議案第35号の3議案については非公開と致します。

(非公開部分省略 議案第33号から議案第35号について同意)

〈吉岡教育長〉

これより会議を公開とします。

〈吉岡教育長〉

それでは、議案第36号「第2次京丹後市スポーツ推進計画について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第36号「第2次京丹後市スポーツ推進計画について」説明をさせていただきます。

平成27年10月にスポーツ庁が発足され、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命として、第2期スポーツ基本計画が平成29年3月に策定されました。同法の理念を具体化し、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって、スポーツ立国の実現を目指すうえでの重要な指針となる計画について示されています。第2次京丹後市スポーツ推進計画は、第1次の計画に掲げた「スポーツを通じてすべての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」を目指し、競技力の向上、観光との連携、健康づくりの推進に取り組んできたことを踏まえ、平成30年度から平成39年度まで10年間の本市スポーツ推進の目標と目的達成のための方策を示すものです。

内容については、社会教育課長より説明させていただきます。

〈吉田社会教育課長〉

それでは、計画の冊子で概要を簡単に説明させていただきます。

スポーツ推進計画につきましては、スポーツ基本法により、教育委員会が定めることとなっています。

めくっていただきまして、1ページに「計画策定の趣旨」を書いています。

ここで、1ヶ所訂正をお願いします。10行目のこうした状況を踏まえ、国においては、平成27年10月にスポーツ庁を発足させ、は「。」となっていますが、「、」に修正をお願いします。

国におきましては、今申し上げましたように、平成27年10月にスポーツ庁を発足させ、平成29年3月に第2期スポーツ基本計画を策定されました。本市では、今年度、現行のスポーツ推進計画の評価・見直しを行い、第2次京丹後市スポーツ推進計画を策定しました。

今回の計画も、これまでと同様に年齢、性別、障害を問わず、広く市民が適性やライフステージにという視点を入れていまして、全ての市民が生活を通してスポーツに参画できるということを視点に置きながら、中長期的な展望に立った計画としています。

2番として「計画の位置づけ」をあげています。国の基本計画とともに、京都府スポーツ推進計画や、第2次京丹後市総合計画基本計画をはじめ、本市の関連計画との整合性を図り策定をしています。

2ページには、3番に「計画の期間」をのせています。現行の計画が平成29年度までのため、平成30年度から平成39年度までの10年間の計画として策定をしました。なお、5年後を目処に中間見直しを行う予定です。

4番目に、「計画の背景」です。スポーツが、観光や市民の健康、そういう分野とも連携を図っていくということで、図のように、スポーツ、健康、それに観光という多面的な視点の連携を施策の中に活かしていくとしています。

3ページからは現状と課題ということで、市民アンケートの調査の結果なども載せています。

次に、35ページをご覧ください。

今回の計画につきましては、基本理念としまして、「市民が楽しみ ともにつくる スポーツのまち」ということをあげさせていただきました。

37ページに「施策の体系」をのせています。左側に縦書きで、基本理念をのせていまして、次に、同じく縦書きで基本目標ということで4つの柱をあげています。

①ライフステージに応じたスポーツ施策の推進②スポーツ競技力の向上③スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実④スポーツ観光のまちづくりをあげています。

38ページ以降につきましては、具体的な取組や施策などをあげています。

次にA3の資料で説明をさせていただきます。

この資料につきましては、左側が現行の計画、右側が今回の第2次スポーツ推進計画になっており比較表となっています。

1ページの下の方の枠に、先ほど申し上げました京丹後市スポーツ推進計画の基本理念を

書いていまして、現行の計画では、「暮らしに息づくスポーツ文化の都「京丹後市」の創造に向けて」という基本理念となっていますが、今回の計画では、基本理念につきましては、「市民が楽しみ ともにつくる スポーツのまち」に変更しています。これは、市民の誰もが目的やライフステージに応じてスポーツに取り組むことができるスポーツのまちづくりの理念をより明確化するため、市民が主役であることを強調した基本理念としています。

次に2ページをご覧ください。縦書きで書いてあるのが、4つの基本目標になります。

左側が現行計画のこれまでの施策の評価と課題、右側が今回の計画で今後の施策の展開を記載しています。

まず、1つ目にあげている「ライフステージに応じたスポーツ施策の推進」です。これまでは、市民の誰もがライフステージに合わせて、気軽にスポーツに取り組める環境整備を図る必要があるとして、スポーツ活動を推進してきました。その結果、数値目標としてあげている本市の成人の週1回以上のスポーツ実施率は上昇しました。しかしながら、国の目標値にはまだ達していない状況です。

そのため、右側の今後の施策の展開として、市民が、心身ともに健康で豊かな日常生活を送るために、スポーツに親しめる環境が、身近にあることが大切になるため、気軽に親しめるノルディック・ウォーキングなどのニュースポーツを引き続き推進するとしています。また、子育て世代の母親が運動に取り組めてないことがアンケート結果で分かりましたので、親子で楽しめるスポーツを提供して、運動不足になりがちな女性の体力づくりを推進するとしています。

次に2つ目の柱として、「スポーツ競技力の向上」をあげています。これまで、京丹後市総合体育大会を開催することで、各競技の継続と競技力の向上は図れましたが、数値目標としている京都府民総合体育大会の入賞競技数には届きませんでした。

今後は、ワールドマスターズゲームズ2021関西など、国際的な大会を開催し、アスリートの技術を見せることで、競技に対する意欲を高め競技力の向上を目指します。

また、スポーツ活動の推進にあたり、各スポーツ団体や協会との連携強化に加え、行政としての様々な支援を行い、競技者の増加やジュニア選手の育成、活躍の場を確保します。

次に3ページです。3つ目の柱として、「スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実」です。数値目標としている、公共スポーツ施設の利用回数は目標値を達成しましたが、経年劣化により、改修が必要な施設があるとともに、立地的に不便なため利用頻度が少ない施設も多く見られます。

施設等の整備充実の部分では、京丹後夢球場において、スコアボードの改修ができ、利用者からの高い評価を得ることができましたが、峰山途中ヶ丘公園陸上競技場については、駐車場の整備は進めているものの、公認記録として認定されないままとなっており、整備が大きな課題となっています。

今後の施策の展開として、スポーツ活動を実践していくためには、安全で利用しやすいスポーツ施設が身近に充実していることが大切であります。今後も市民のスポーツ・

レクリエーション活動の場としてのスポーツ施設が果たすべき役割を再認識し、施設や設備の点検・整備を行うとともに、ニーズに応じた施設の新設・改修について検討を行うなど、市民がスポーツに親しみやすい環境を整備します。

最後に4つ目の柱についてです。

現計画では、スポーツを支える基盤の整備と交流の促進を柱としています。

市内の企業や各種団体からボランティアを募り、ウルトラマラソン等の大規模な大会を開催することができましたが、スポーツボランティアを養成する仕組みづくりの基礎となるスポーツボランティア登録制度については、スポーツ関係団体と連携を図りながら、今ある枠組みを活用し、拡充させていくこととして、ボランティア登録制度については見送ることとしました。

今度の計画では、4つ目の柱として、新たに、「スポーツ観光のまちづくり」をあげています。

新しく、具体的な取組みとして、滞在型スポーツ観光の促進をあげています。

本市の自然豊かな観光資源を活用した各種スポーツイベントの実施やジオパークの魅力を活かしたアクティビティの機会を提供することで、本市の魅力を発信し、交流人口の拡充を図り、スポーツ観光のまちづくりを目指します。

具体的には、2020年の東京オリンピックパラリンピックを見据えたホストタウンやワールドマスターズゲームズ2021関西に取り組むことを新たに加えています。

簡単ですが、以上で第2次京丹後市スポーツ推進計画の概要説明とさせていただきます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

<吉岡教育長>

議案第36号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<田村委員>

ノルディック・ウォーキングの重点・推進種目は、引き続きということになったのですか。一度見直すという話もあったように思いますが、例えば、スポーツ推進委員さんからはどのような意見があったとか、全体アンケートでどういうことがあって、引き続きノルディック・ウォーキングを重点種目にされたのか、そのあたりの経緯の説明をお願いします。

<吉田社会教育課長>

成人の週1回以上のスポーツ実施率というものがあまして、国の目標では65%ですが、市民アンケートを取りました結果、現在本市では40.9%でした。

スポーツ推進委員さんの方でノルディック・ウォーキングの普及に取り組んでいただいているのですが、まだ目標値には達していないということもあり、アンケートでも、ウォーキング等を今後やりたいという市民の方も多という結果が出ていますので、引き続き重点種目としてノルディック・ウォーキングを推進していこうということで、スポーツ推進委員さんと話をしまして、今後も力を入れていくことにしています。

<田村委員>

分かりました。ノルディック・ウォーキングは、あまり競技性のないスポーツですね。どちらかと言うとトレーニングとかりハビリみたいなところがあります。大きな柱の1つに「子どもとスポーツに親しむ」とか「体力の向上」とかありますし、この計画には「親子で楽しめるスポーツを提供」というところもありますので、ノルディック・ウォーキングも、いろいろと開催の仕方を工夫して、観光地を歩くとか、歴史と絡めるとか、そういったターゲットが参加しやすいような計画をお願いしたいと思います。

それと並行して、他のニュースポーツの実施についても、広く告知をしていただいて、子どもたちや親子が参加しやすいような環境をつくっていただきたいと思います。

<吉田社会教育課長>

現在ノルディック・ウォーキングの体験会であったり、そういうものを夜に開催する場合もあるため、非常に参加も少ないということもありますので、もっと参加がしやすい形で計画していきたいと思っていますし、各地区、小さい単位での地区でも取り組んでいただきたいと思っていますので、そのへんについては、各地区の公民館長等にもそういった事業を企画していただいて、そこにスポーツ推進委員が入っていくという形で、参加がしやすいように、身近なところでそういった事業ができるように今後進めていきたいと思っています。そういった中で、親子で参加していただいたり、日曜日など、お母さん方がお子さんと一緒に参加しやすい形での事業を計画していきたいと思っています。

もちろんノルディック・ウォーキング以外のスポーツについても、各町域で計画して行う予定にしています。

<安達委員>

利用の少ない施設の見直しや、利用しやすく整備する計画が入っていますが、具体的にどこか考えておられる施設がありますか。

〈吉田社会教育課長〉

学校再配置により、閉校になった学校がほとんど社会体育施設になっているわけですが、全く利用がないという所はありませんが、場所によっては非常に利用が少ない所もあります。そういった中で、今後施設の廃止等についても考えていく必要があると思いますが、具体的にどこをとすることは、まだ申し上げられるところには来ていません。

〈安達委員〉

「総合型地域スポーツクラブの育成と支援」ということがあがっていますが、具体的に現在あるのか、これからどこかで計画をされるのか、どういう内容でしようと思っっているのか聞かせてください。

〈吉田社会教育課長〉

総合型スポーツクラブにつきましては、現在網野に2つ、網野スポーツクラブと三津のスポーツクラブがありますし、久美浜にも1つあります。

補助金等での支援をこれまでしているのですが、年数が決まっています、30年度からについては現在あるスポーツクラブへの補助金といった支援はできないのですが、いろいろな活動に関しての各スポーツクラブが計画している事業に対して教育委員会として、もちろん施設の使用料の減免であったりとか、広報の関係で支援をしたりすることで、市民の方が参加しやすいような形で協力していきたいと思っています。また、指導者への研修の場についてもいろいろな情報をスポーツクラブの方には提供していきたいと思っています。

〈安達委員〉

今聞くまで、こういうことがあるということを知らなかったものですから、きっと一般の市民の方もあまり知らないと思うのです。スポーツクラブに行くと、補助金が出ているから安く利用できるということがありますか。そういうことはないですか。

〈吉田社会教育課長〉

スポーツクラブの事業に参加ということですか。

〈安達委員〉

すみません。内容が分かっていないので、クラブという組織があるということですか。行ったらそこで体を動かして使える施設があるということではないのですか。

<吉田社会教育課長>

例えば網野でしたら、スポーツクラブが網野体育センターでいろいろなスポーツ教室を企画をされ、チラシも出されて、もちろん参加される方はスポーツクラブの方に申し込みをされて、バスケットであったり、エアロビであったり、子どもから大人まで様々なスポーツをされています。

<安達委員>

例えば、そこに行ったら自由に体を鍛えることができるとか、卓球ができるとか、グラウンドゴルフをする場所があつてできるとか、市民が行って利用する施設というわけではないのですね。

<吉田社会教育課長>

そういう専用の施設があるということではなく、社会体育施設をスポーツクラブが利用をしているということです。そこを拠点としていろいろな事業をされています。

今申し上げましたように、網野スポーツクラブの方であれば、広報誌も発行されて、勢力的に活動をされています。

<安達委員>

一般市民が気軽にお友だちと誘い合つて、その場所に行つて体を動かすことができ、それが高いお金ではなくて、割りと安いお金で利用できる、そういう施設が、各町では無理でも、例えば峰山町にあるとかすれば、もっと気軽に誘い合つて参加できる。フィットネスクラブではないですが、今はお金を出して皆さんそういう所に行つておられると思うのですが、町が主体になってそういう所があると、より楽しいのではないかと思つたので聞かせてもらいました。そういった施設整備の計画はないんですね。

<吉田社会教育課長>

教育委員会の方でも、先ほど申し上げましたニュースポーツ教室というのはしてまして、それはスポーツ推進委員さんが指導しておられるのですが、それも各町域の方で、主に平日の夜の開催が多いのですが、競技スポーツではなく、誰でも簡単にできるスポーツで、広報もさせていただいて、一般の市民の方に参加をしていただくような場は持たせていただいています。

<吉岡教育長>

全国では、スポーツクラブ施設を持っている所もあるかな、というぐらいで、ほとんどの所は持っていないと思います。ただ、反対に、市が持っているスポーツ施設をスポーツクラブが指定管理や委託を受けて運営をしているというような場合はあります。そういう所は、今言われたように、市民の人がその施設を使う時に、そこを自由に使ってもらったら良いというような、そういった運営管理を行うような形です。

京丹後市スポーツクラブは、どちらかと言うと市民向けのスポーツ大会をしたり、例えば網野のスポーツクラブは絆フェスティバルという催しの中で、いろいろなスポーツをしています。サッカーとか、縄跳びとかいろいろなことをして、そこには市民の方が自由に参加して、健康やそういうことも考えた事業をしています。

<安達委員>

わかりました。もっと市民に分かりやすいように広報をしていただけたらと思います。いいことなのでもったいないと思います。

<吉岡教育長>

網野スポーツクラブは、活動地域を網野町内に指定してしまして、大々的に新聞折り込みに入ったりするので、網野町内の人は知っていると思います。

スポーツクラブの活動範囲は地域を指定していますよね。

<吉田社会教育課長>

そうですね。先ほど言いましたように、スポーツクラブは網野スポーツクラブと三津と久美浜にあるのですが、他にもできたら良いなどは思っているのですが、なかなか中心になる方がいないのでできていない状況です。

<吉岡教育長>

網野スポーツクラブはNPO法人になって活動しています。

<安達委員>

そういうことですか。そういうことが広まるともっとスポーツに参加しやすくなるので、やはり市民に知らせるということは大切だと思います。

<野木委員>

スポーツ推進計画の「市民が楽しみ ともにつくる スポーツのまち」という基本理念はよく分かるのです。基本目標が4つありますが、そのうちの「スポーツ観光のまちづくり」という所が、私はどうも分からないと言うか、ここの部分がなぜ教育委員会の職務として必要なのかというのが実はよく分からないのです。観光という所に着目を見ると、やはり対外的なことがあると思うのです。そういう中で、どう教育委員会から観光というものをとらえて、事業展開していかなければならないのかというのがよく分からないのです。今年度から急にこういうポジションができたということで、はっきりした目的というか、それがどこまで理解されているのかも含めて、質問になるかどうか分かりませんが、具体的に教育委員会として何を提言していく必要があるのかというところを教えてください。

<横島教育次長>

この「スポーツ観光のまちづくり」につきましては、来年度からの組織改編に伴って、スポーツを一本化するということで教育委員会事務局が受けたことにより新たにくっついてきた部分なのですが、おっしゃいますとおり観光をあまり前面に出すと教育委員会のそもそもの部分からは若干違和感があるというのは、当然、私たちもそういう部分もくっついてきているという認識は持っていますが、ただ、大きなベースとしては、地域の歴史であったり自然であったり、そういうことを普及しながら人々と交流しましょうというベースがありますので、そういった部分については教育委員会の部署と通ずる部分があるということです。ただ、内容は、しばらくやってみて、精査をして、分けられる部分があれば見直していこうとは思っていますが、一定そういう意図があって、一度こちらの方にそういう業務が来たということでご理解いただけたらなと思っています。

<吉岡教育長>

スポーツを通じた交流人口を増やしたい、その交流人口を増やすのは観光も一緒になってやりたいということで、「スポーツ観光のまちづくり」を謳っているということです。国でもスポーツ施策は文部科学省ですね。ですから、スポーツを通じたまちづくりをするのに、観光と一緒にした一体的な活動をしたいということで、スポーツ推進計画の方にも入っているということです。

<野木委員>

だいたいのざっくりしたことは分かるのですが、「観光とまちづくり」というと、どうしても対外的なことを考えてしまいます。また、何か事業をする時に、莫大な補助金と

いうものも発生したりすると思います。以前の会議でも申し上げましたが、その補助金を使ってのまちづくりの事業というのは、補助金の期限をしっかりと決めて3年間なら3年間、5年間なら5年間、きちっとその間の事業だとか、そういうことを決めて事業展開をしていかないと、永久的に補助金がいただける事業だと思ってそれに関わっていくと、途中で市の方の事情によって打ち切られたという思いがあって、また不満が募ってくることになると思います。継続的に補助金が必要なもの、例えば通学バスだとかそういうものは、予算組をして継続的に補助金を出して事業展開していかないといけないと思うのですが、こういう観光とかまちづくりといった部分の事業展開は、補助金に関しては期限を区切り、この中で大きく花を開いてくれとか、事業が継続できるように市民の皆さんに考えてくださいとか、そういうやり方で補助金を発生させないと、市民の不満の対象になると思うので、そのあたりを十分に考えてほしいと思うと同時に、やっぱり教育委員会ってそういうことをする部署なのかなというような感じがしています。私の私見です。

<吉岡教育長>

今一定の整理を始めたところなのですが、行政側が中心となってスポーツ振興のためにやるスポーツイベントと、そういう団体や地域がやるスポーツイベントの2種類があるというのが今の話だろうと思います。地域やそういう団体がする場合は、今言われたように、半永久的に行政が補助金を出すのかということになるので、新しいイベントができた時には、ある程度定着したら補助金を出しませんというようなことは最初に話をするように心がけないと、今言われたように、ずっと補助金をくださいという形になってしまうので、危険かなというふうに思います。

今回教育員会に来る事業で、ウルトラマラソンが大きなものですが、あれは年々補助金が減っています。精査をして、できるようになってきたらそういう形でやっていこうということで、今何100万円単位ぐらいで年々減っていますね。

<野木委員>

この部分の直接的な質問ではないのですが、京丹後市も高速道路ができて入込客が多くなったのに、去年の年間宿泊者というのは1万人以上減っているというデータも聞かせていただいている中で、スポーツ観光でのまちづくりというのは、すごく重要なポイントになってくると思うのです。当然宿泊も関わってきますし。そういう意味で、住民というのはものすごくそういう部分を期待をしています。期待しているだけに、何度も言いますが教育委員会がするべきところかなというのは、今なお疑問です。

<吉岡教育長>

他はよろしいですか。

最初の説明にありましたように、このスポーツ推進計画は教育委員会が決める場所です。議会には出しません。教育委員会が決定した計画ということでの扱いになりますのでよろしくお願いします。

<田村委員>

1つよろしいですか。冊子の40ページ、施策名③スポーツ教育の推進の所に書かれている、最初の部分、学校での部活動とスポーツ少年団との連携というのは、具体的にはどういうことを指しておられるのでしょうか。学校での部活動と地域のスポーツ少年団等が行っている活動との連携を図るといような理解でよろしいですか。

<横島教育次長>

今、子どもたちを学校はもちろん、地域や保護者でみんな一緒になって育みましょうという大きな流れがある中で、欧米なんかでは、クラブ組織がしっかりしていて、地域が子どもをしっかり見ているような事例もあるのですが、そんな一足飛びにそんな形にはならないにしても、やっぱり地域と連携をして、子どもたちとスポーツの機会を増やしていかないといけないという思いを持っていますので、その部分を謳っていると解釈いただければと思います。

<田村委員>

特に学校のクラブと、地域のスポーツクラブとか、何らかの連携をして一緒に何かをするというわけではなく、全体で底上げをして力を入れていくということですか。

<横島教育次長>

今でも当然そういった意味で行事の日程を合わせたり、連携はしているので、全く一体化にはなかなかならないとは思いますが、より連携も密にしながら、どちらでもスポーツができるような状況の連携は必要だと思っていますので、そういうことも含めて全体を通してというふうに考えていただければと思います。

<久下委員>

基本理念が大変分かりやすく、「市民が楽しみ ともにつくる スポーツのまち」に変えられたというあたりがとても良いと思います。このことが、このあとの計画を具体的に進めていただく、本当にこの基本理念に通じるように是非して欲しいなと思います。

ます。先ほども出ていましたが、なかなか一般の市民にまでは浸透していないと言うか、ニュースポーツをされているなどというぐらいで、それは一体どういうことなのかというような理解までは、まだまだ不十分なように思いますので、こういうまちづくりの中の一環として実施されているということが広がっていくことを願っています。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りを致します。

議案第36号「第2次京丹後市スポーツ推進計画について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第37号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」を議題と致します。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第37号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」説明をさせていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

この規程は教育委員会の公印に関し定めていますが、丹波小学校と新山小学校が新たにしんざん小学校に再配置になることに伴い、学校数が一つ減になりますので、公印の個数を規定している別表第1の1庁印の表中、京丹後市立学校印及び表彰用印、2職印の表中、京丹後市立学校長印の個数をそれぞれ「25」から「24」に改めるものです。

なお、施行期日は、附則で再配置される本年4月1日としています。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

〈吉岡教育長〉

議案第37号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りを致します。

議案第37号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第38号「京丹後市私立保育所通所バス運行補助金交付要綱の制定について」を議題と致します。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈吉岡子ども未来課長〉

議案第38号「京丹後市私立保育所通所バス運行補助金受付要綱の制定について」説明をさせていただきます。

提案理由の所に、平成27年4月と書いてありますが、平成29年4月に訂正をお願いします。

平成29年4月に社会福祉法人不動園にこうりゅう保育所を移譲し、民営化を行いましたが、保育所統合の経過から統合保育所には通所バスを運行しています。

民営化後も引き続き通所バスの運行が必要であり、運行には日々利用児童等の管理をしなければならないため、円滑な運行のため保育所の運営法人が運行することが最適で

あることから、運行に係る人権費（委託料を含む。）経費を補助するため、本要綱を定めるものです。

別紙、交付要綱をご覧ください。

第1条に趣旨、第2条に補助対象者を規定し、第3条では補助対象経費及び補助金額を定めています。第4条では交付申請、第5条では交付決定、第6条に実績報告、第7条に交付の確定、第8条で補助金の支払い、第9条にその他を置いています。

なお、施行期日は本日承認いただきましたら本日からとし、平成29年度分の補助金から適用するとしています。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第38号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<田村委員>

保育所を民間に移譲してということですが、そもそも通所バス運行費用を市が負担するというのは、移譲する時の条件にあったということですね。

<吉岡子ども未来課長>

保育所の運営について、まず民営化の計画の中で、運営法人を募集致しまして、その中で手をあげた法人の運営内容であったり、様々な計画について審査致しまして、それをもとに保育所の運営について委託することを決定致しました。

その協議の中で、保育所のバスについては、引き続き走らせるということ市の方からも申しています。と言いますのも、もともとこうりゅう保育所は市が運営している段階で、それまでの複数の保育所を統合してつくった新しい保育所で、その統合の経過の中で、バスを走らせるという地域との約束がありますので、民営化になってもそういった地域との統合のお話の経過については尊重しなければなりませんので、民営化になっても引き続き走らせていただくという内容です。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。

議案第38号「京丹後市私立保育所通所バス運行補助金交付要綱の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認と致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第39号「京丹後市保育所保育事業補助金交付要綱の一部改正について」を議題と致します。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<吉岡子ども未来課長>

議案第39号「京丹後市保育所保育事業補助金交付要綱の一部改正について」ご説明をさせていただきます。

この要綱は、児童福祉法第24条第1項に定める保育の実施における保育事業受託者（公設民営保育所を除く。）及び同条第2項に定める認定こども園に対し、保育事業の充実及び施設の維持・改善等を図るために行う経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することを目的に定められたものです。

補助金等に関する基本方針により、附則第3項において、平成30年3月31日を制度の終期として規定していましたが、基本方針の改定を受け、均一的に終期設定をするのではなく、補助金の内容により定期見直しをする内容に該当することとなったため、終期を設定しないように改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

一番下にこの告示の失効として、「3、この告示は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。」というのが現行です。それを、右側の改正案では、一番下の3号を削除し、附則として、「この告示は、平成30年3月31日から施行する。」ということです。

先ほども申し上げましたが、京丹後市では財政の健全化等のために、補助金等に関する基本方針について協議をしまして、様々なこういった要綱を見直しています。もともとこの補助金交付要綱も、先ほどご説明させていただきましたとおり、平成30年3月31日限りということで終期が定められていたものですが、内容的に、継続的に民間保育所への補助金ということで、非常に貴重なものですので、終期をなくするというのがこの改正の趣旨です。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第39号を説明させていただきました。
ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。

議案第39号「京丹後市保育所保育事業補助金交付要綱の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認と致します。

<吉岡教育長>

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。
続いて3のその他ということで、何かありましたらお願いしたいと思います。

<吉岡教育長>

ないようでしたら、以上で第6回京丹後市教育委員会臨時会を閉会致します。ご苦勞様でした。

<閉会 午後2時15分>

[4月定例会 平成30年 4月6日(金) 午後]